

長浜屋台街の魅力発信及び
長浜エリアのにぎわい創出業務委託に係る
企画提案募集要項

令和８年９月

福岡市経済観光文化局屋台課

I 業務委託契約の概要

(1) 業務名

長浜屋台街の魅力発信及び長浜エリアのにぎわい創出業務委託

(2) 目的

本業務は、長浜屋台街の魅力を体験するきっかけを創出し、利用者の口コミ等を通じた同屋台街の魅力発信につなげることを目的とする。

また、長浜屋台街と近隣施設である長浜鮮魚市場「魚食普及推進施設うおざ」（以下「うおざ」という。）との連携による取組を通じて、長浜エリアのにぎわいを創出し、同エリアの魅力向上を図る。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(4) 提案限度額

7,000 千円（上限額、消費税及び地方消費税額含む）

※上限額を超える場合は、失格とする。

(5) 業務概要

長浜屋台街に來訪するきっかけ及び話題を創出するため、12 月に同屋台街でイルミネーションを実施し、來訪者に長浜屋台街の魅力を体験していただくとともに、その魅力が広く周知されるように、利用者による口コミ等を促進する。

また、1 月以降は、長浜屋台街と「うおざ」との連携による誘客企画を実施し、長浜屋台街への來訪及び「うおざ」との相互回遊を促進することで、長浜エリアのにぎわいを創出する。

※ 詳細は資料 I 「仕様書（企画提案時）」のとおり

※ 提案に当たっては、仕様書に定める現地条件及び福岡市屋外広告物条例等の規格基準を確認し、これらに適合する内容とすること。

(6) 提出先及び問い合わせ先

福岡市経済観光文化局屋台課

〒810-8620 福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号 福岡市役所 14 階

電話番号:092-733-5933(直通)

メールアドレス:yatai.EPB@city.fukuoka.lg.jp

2 提案競技に参加する者に必要な資格

次の各号に掲げる資格を有する者でなければ、この提案競技に参加することはできないものとする。複数の事業者が共同企業体（以下、「JV」という。）として参加する場合は、JV の全ての構成員が次の全てを満たしている必要がある。なお、JV として参加する

場合は、構成員の全てがその他の JV の構成員及び提案者になることはできない。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当する者でないこと。
- (2) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、福岡市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html

- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第 1、第 2 及び第 3 の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (4) 福岡市税を滞納していない者であること。
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

※ 最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第 1、第 2 及び第 3 の各号に規定する措置要件に該当した場合又は提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

3 提案競技スケジュール

- | | | |
|-------------------|--------------------|-----------|
| ① 募集開始 | 令和 8 年 9 月 28 日（月） | |
| ② 質問書締切 | 10 月 7 日（水）12 時 | |
| ③ 質問の回答 | 10 月 13 日（火） | |
| ④ 参加申請締切 | 10 月 15 日（木）12 時 | |
| ⑤ 企画提案書締切 | 10 月 19 日（月）12 時 | |
| ⑥ 一次審査（書類審査）結果通知 | 10 月 26 日（月） | ※参加者多数の場合 |
| ⑦ 二次審査（プレゼンテーション） | 10 月 29 日（木）予定 | ※オンラインを予定 |
| ⑧ 事業者決定及び通知 | 10 月 30 日（金）以降 | |
| ⑨ 契約締結 | 10 月 30 日（金）以降 | |

4 提案に関する問い合わせ（質問書提出）

(1) 提出期限

令和8年10月7日（水）12時まで

(2) 提出方法・提出先

様式Ⅰ「質問書」を、本要項P.Ⅰ「Ⅰ（6）提出先及び問い合わせ先」に、電子メールで提出すること。なお、送信後、必ず電話により提出した旨を連絡すること。

(3) 質問についての回答

回答は、令和8年10月13日（火）に下記の福岡市ホームページ上に掲載する。

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/business/keiyaku-kobo/teiankyogi.html>

5 参加申請書の提出

(1) 提出期限

令和8年10月15日（木）12時まで（必着）

(2) 提出書類

以下の書類のうち、②～⑤については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。②～⑤の書類について、前記の提出期限に提出が間に合わない場合は、契約締結日までに追加提出すること。

なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登録されている者であり、当該登録の有効期間内にこの提案募集の公示日又は提案競技参加申請期限日が含まれている者にあつては、②～⑨の提出を免除する。

上記の提出免除の対象とならない者が、やむを得ない理由により②～⑨までの書類の全部又は一部を提出できない場合は、提出できない書類及びその理由を明らかにした書面を提出すること。

①提案競技参加申請書（様式2）

注）JVで申し込む場合は、代表事業者を決定し、「共同事業体構成団体一覧」及び「共同事業体協定書」を作成すること（書式は自由）。なお、代表事業者が書類を取りまとめて提出すること。

②登記事項証明書（法人の場合）

注）法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること（履歴事項全部証明書でも可）。

③身分証明書及び登記されていないことの証明書（個人の場合）

注）本籍地の市区町村発行の身分証明書（市区町村によっては「身元証明書」という名称で取り扱っているところもある。）を提出すること。なお、身分証明書とは、後見登記、破産等の通知を受けていないことを証明するものである。

注）法務局又は地方法務局発行の登記されていないことの証明書を提出すること。

なお、登記されていないことの証明書とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものである。

注) 身分証明書と登記されていないことの証明書は、両方提出が必要である。

④福岡市税を滞納していないことの証明書

注) 福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税及び延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

⑤消費税及び地方消費税納税証明書

注) 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注) 証明書の種類は「納税証明書(その3)」を選択すること(「その3の2」「その3の3」でも可)。

⑥委任状(様式第2-2号)

注) この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人(支店長、営業所長等)に行わせる場合は、様式第2-2号により委任状を作成して提出すること。

⑦誓約書(様式第2-3号)

注) 様式第2-3号に、代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

⑧役員名簿(様式第2-4号)

注) 様式第2-4号に、代表者及び役員(⑥の委任状を提出する場合は代理人(支店長、営業所長等)を含む。)の氏名、フリガナ、生年月日を記入すること。

注) この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

注) 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。(監査役、監事、事務局長は含まない。)

⑨直近の決算2年分の財務諸表の写し

注) 直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

注) 個人の場合は、様式第2-5号をもとに作成のうえ提出すること。

(3) 提出方法・提出先

(2)の提出書類を、本要項P.1「I(6)提出先及び問い合わせ先」に示す所在地又はメールアドレス宛てに、郵送又は電子メールにより提出すること。ただし、(2)②から⑤までの原本を提出する必要がある者は、郵送により提出すること。郵送する場合は、特定記録郵便又は簡易書留郵便とし、提出期限までに必着とする。なお、提出方法にかかわらず、提出後、必ず電話により提出した旨を連絡すること。

データはPDF形式とし、ZIPファイルに取りまとめのうえ、ファイル名を「(提出月日)_(提案事業者名)_参加申請書」(※()は各々必要事項を記載)とすること。

(4) 提出部数

郵送の場合：原本 1 部

電子メールの場合：電子データ 1 ファイル

6 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和 8 年 10 月 19 日（月）12 時まで（必着）

(2) 企画提案書の作成

企画提案書には、資料 1「仕様書（企画提案時）」の内容を十分に踏まえ、本業務の目的達成に資する具体的かつ実現可能な提案を記載すること。

また、資料 2「企画提案書作成要領」を参照のうえ、作成すること。

(3) 提出方法

企画提案書を、本要項 P.1「1（6）提出先及び問い合わせ先」に、郵送（締切日必着）又は持参するとともに、データを電子メールにて提出すること。郵送する場合は、特定記録又は簡易書留とし、持参する場合は、平日 9 時～17 時（12 時～13 時を除く）とする。

データは PDF 形式とし、ZIP ファイルに取りまとめのうえ、ファイル名を「（提出月日）_（提案事業者名）_企画提案書」（※（ ）は各々必要事項を記載）とすること。

(4) 提出部数

原本：正本 1 部、副本 7 部

電子データ：各 1 ファイル（正本、副本）

7 提案競技選定委員会

(1) 一次審査（書類審査）

提案者が多数である場合、二次審査（プレゼンテーション）対象者を 5 者程度選出するため、最優秀提案者を選考するために設置される提案競技選定委員会にて、事業者から提出された企画提案書その他資料を基に、資料 3「提案項目配点表」に基づき、書類審査を行う場合がある。

選考結果は、審査後速やかに全提案者へ通知する。

※ 結果通知日：令和 8 年 10 月 26 日（月）

(2) 二次審査（プレゼンテーション）

一次審査によって選出された提案者によるプレゼンテーション（オンライン）を実施する。プレゼンテーションの詳細については、提案者に電子メール等にて通知する。

①日時 令和 8 年 10 月 29 日（木）を予定

②時間 30 分程度（説明 15 分・質疑応答 15 分）

※ プレゼンテーションは、提出された企画提案書をもとに行うこと。

※ 一次審査通過者が多い場合は、時間を短縮する場合がある。

③選定方法

最優秀提案者を選考するために設置される提案競技選定委員会にて、事業者から提出された企画提案書その他資料を基に、資料 3「提案項目配点表」に基づき、企画提案書の内容について審査を行い、最も得点が高いものを最優秀提案者とする。

なお、評価が一定基準に満たない場合は、最上位者であっても最優秀提案者とならない。

(3) 結果通知

令和 8 年 10 月 30 日（金）以降に電子メール等で担当者に連絡する。併せて本市ホームページにおいて公表する。

なお、審査結果に関する異議・質問等については、一切受け付けない。

※ 審査結果の通知後に、資金事情の悪化等により業務の履行が確実でないと認められるとき、また著しく社会的信用を損なう等、業務受託者として不適切と認められる事情が生じたときは、決定を取り消すことがある。

8 採点方法及び契約相手方の決定方法

(1) 採点方法

資料 3「提案項目配点表」の配点により、提案内容がどの程度優れているかを採点し、最優秀提案者を契約相手方候補とする。

(2) 配点

各項目の配点は、資料 3「提案項目配点表」のとおり。

(3) 最低基準

合計点が 6 割（60 点）に達しないときは、最優秀提案者として選定しない。

(4) 契約相手方の決定方法

最高得点者が複数の場合の取り扱いは、提案競技選定委員会において決定する。

(5) 契約相手方決定後の手続

提案競技選定委員会での選考に基づき、最優秀提案事業者を決定し、当該事業者と最終的な仕様等の協議を行い、業務委託契約手続きを行う。なお、契約締結に至らない場合は、次点の者と業務委託契約手続きのための協議を行う。

9 その他の留意事項

(1) 本提案に関する費用については、全て提案者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任を持って必ず履

行できる内容とすること。

- (3) 選定結果の採点内容に関する質問には一切回答しない。
- (4) 本書を他の目的のために使用することは禁止する。
- (5) 提出された企画提案書は業者選定の事務に限り複製する場合がある。
- (6) 提出物は返却しない。なお、契約に至った場合に活用する他は、業者選定以外の目的で提案者に無断で使用するのではない。
- (7) 企画提案書提出後において、最優秀提案者の選定までの間は企画提案書に記載された内容の変更は認めないが、明らかな誤字・脱字などの場合は、この限りではない。
- (8) 提案競技への参加を辞退する場合は、提案競技参加辞退届（様式 3）を提出すること。
- (9) 本委託業務の全部を第三者に再委託することは禁止する。

10 添付資料

【資料】

資料 1 仕様書

別図 イルミネーション設置現場

別紙 個人情報・情報資産取扱特記事項

別添 個人情報・情報資産の委託先等監督チェックリスト

資料 2 企画提案書作成要領

資料 3 提案項目配点表

【様式】

様式 1 質問書

様式 2 提案競技参加申請書

様式 3 提案競技参加辞退届

様式 4 配置計画

様式 5 見積書

様式第2-2 委任状

様式第2-3 誓約書

様式第2-4 役員名簿

様式第2-5 個人用財務諸表

参 考 共同事業体協定書ひな形

参 考 共同事業体構成団体一覧ひな形